

坂井市共通使用封筒広告掲載実施要領

平成 25 年 12 月 13 日

坂井市告示第 268 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、坂井市有料広告掲載に関する要綱（平成 21 年坂井市告示第 197 号。以下「要綱」という。）に定めがあるもののほか、坂井市共通使用封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置、規格、掲載料等)

第 2 条 掲載する広告の位置、規格、掲載料等は、次のとおりとする。

（１）広告を掲載する位置は、市長が指定する封筒の裏面の指定位置とする。ただし、封筒の編集作業上支障が生じた場合、市長は広告掲載が決定した者（以下「広告主」という。）と協議のうえ、掲載する封筒及び掲載する位置を変更できるものとする。

（２）規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

（３）掲載枠数は 1 広告主につき、1 枠とする。ただし、申込者の数が募集した枠数に満たない場合においては、希望する者に複数枠の利用を認めることができる。

（４）広告のデザイン作成等に要する費用は広告主の負担とする。

2 前項に規定する広告の掲載位置には、当該掲載内容が広告である旨を必ず表示しなければならない。

(広告の募集方法)

第 3 条 広告の募集は、要項第 7 条の規定により行うものとする。

市長は、広告主となり得る者、広告会社等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(使用期間)

第 4 条 広告掲載封筒の使用期間は、次のとおりとする。

（１）毎年 4 月から翌年 3 月までの間、広告掲載封筒を使用するものとするが、市がその期間以前に作製した広告掲載封筒が全て使用されずに在庫が残った場合、広告掲載封筒を広告掲載期間終了後もしばらくの間、使用できるものとする。

（２）毎年 4 月から翌年 3 月までの間、広告掲載封筒を使用するものとするが、期間内に作製した広告掲載封筒が全て使用されずに在庫が残った場合、広告掲載封筒を広告掲載期間終了後もしばらくの間、使用できるものとする。

(著作権等)

第5条 広告の原稿にイラスト、写真又はロゴなどを使用する場合には、広告掲載の決定を受けた者が著作権や肖像権の確認を行うとともに、著作権料が発生する場合には、負担しなければならない。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。